

第 95 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立王子スポーツセンター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立王子スポーツセンター

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

公益財団法人神戸市スポーツ協会・アシックススポーツファシリティーズ株式会社共同企画

代表者 公益財団法人神戸市スポーツ協会

会長 國井 総一郎

3 指定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

神戸市立王子スポーツセンターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立王子スポーツセンター 指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立王子スポーツセンター

2. 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

公益財団法人神戸市スポーツ協会・アシックススポーツファシリティーズ株式会社共同企画

代表者 公益財団法人神戸市スポーツ協会

会長 國井 総一郎

3. 指定期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

4. 指定管理料（令和7年度予定額）

145,595千円

5. 債務負担行為

期間：令和6年度～令和8年度 限度額 284,000千円

6. 選定理由

本市では、王子公園再整備基本計画を定め、再整備を進めている。スタジアム（陸上競技場）・補助競技場・相撲場・テニスコート・広場（ちびっこ広場・わんぱく広場）及び公園については王子公園再整備の範囲に含まれる。

現時点では、スタジアム（陸上競技場）以外の施設は、整備の詳細なスケジュールが確定しておらず、休止時期や管理区域、運用方法などを確定できないため、指定管理者制度運用指針3の⑥「施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により現在の指定管理者を継続して指定する場合」を適用し、現在の指定管理者を引き続き選定する。

現在の指定管理者である『公益財団法人神戸市スポーツ協会・アシックスファシリティーズ株式会社共同企画』はこれまでも安定した管理運営を行っており、選定評価委員会による評価も例年高く、指定管理期間を2年延長することは適当である。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与することを目的として設置

2. 所在地

灘区青谷町1丁目1番1号 他

3. 敷地面積

体育館：9,530 m² スタジアム：26,000 m² 補助競技場：9,900 m² テニスコート：10,744 m²

4. 施設内容

(1) 体育館

競技場、身体障害者体育館、剣道場、柔道場、トレーニング室、椅子席（194席）

(2) スタジアム

トラック（1周400m 8コース）、フィールド（人工芝）、スタンド（約3,000人）

(3) 補助競技場

トラック（1周250m 6コース・直線100m 7コース）、コンクリートスタンド（約200人）

(4) テニスコート

全天候型（6コート）

5. 開園日・開園時間

(1) 体育館

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 第4水曜日・年末年始（12月29日～1月3日）

(2) スタジアム・補助競技場・テニスコート

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 第4水曜日・年末年始（12月29日～1月3日）

6. 利用者数

令和3年度 235,888人

令和4年度 328,673人

令和5年度 337,667人